

台湾「FOOD TAIPEI 2023」における農畜産物等プロモーション業務委託 実施要領

本要領は、「台湾「FOOD TAIPEI 2023」における農畜産物等プロモーション業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名 台湾「FOOD TAIPEI 2023」における農畜産物等プロモーション業務
- (2) 業務内容 別紙「台湾「FOOD TAIPEI 2023」における農畜産物等プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和5（2023）年7月31日（月）まで
- (4) 提案上限額 3,998,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施スケジュール

項目	期限
実施要領等の公表	令和5（2023）年3月7日（火）
質問受付期限	令和5（2023）年3月13日（月）正午
質問に対する回答	令和5（2023）年3月15日（水）
参加表明書の提出期限	令和5（2023）年3月17日（金）午後5時
企画提案書の提出期限	令和5（2023）年3月24日（金）午後5時
企画提案書の提案・質疑（WEB）	令和5（2023）年3月28日（火）
選定結果の通知・公表	令和5（2023）年3月30日（木）
契約締結	令和5（2023）年3月31日（金）予定

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次の要件のすべてを満たす法人でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 令和5（2023）年3月7日（火）から同年3月17日（金）までの間において、那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。

4 実施要領等の配布

那須塩原市ホームページ (<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/>) からダウンロードすること。

5 参加手続

(1) 説明会

説明会は実施しない。

(2) 質疑

ア 提出期限

令和5（2023）年3月13日（月）正午まで

イ 質疑方法

令和5（2023）年3月13日（月）正午までに到達するよう、電子メールで「noumuchikusan@city.nasushiobara.tochigi.jp」宛に、質問書（様式7）を添付して送付すること。なお、電子メールの件名は、「【質問】フード台北」とすること。

ウ 回答

令和5（2023）年3月15日（水）までに那須塩原市ホームページに掲載する。なお、回答は、本書又は仕様書の追加又は修正として、本書又は仕様書と同様に扱うものとする。

(3) 参加表明

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び参加資格要件確認書（様式2）を各1部ずつ作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限

令和5（2023）年3月17日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市 産業観光部 農務畜産課

ウ 提出方法

持参又は郵送

【持参】

受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。以下同じ。）を除く午前9時から午後5時までとする。

【郵送】

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、書留郵便に準ずるもので送付すること。

6 企画提案書の作成・提出

参加表明書を提出した者は、仕様書及び(2)提出書類アの内容に基づき企画提案書を作成し、持参又は郵送で提出すること。

(1) 提出方法

ア 提出期限

令和5（2023）年3月24日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市 産業観光部 農務畜産課

ウ 提出方法

上記「5 参加手続」に記載する提出方法に同じ。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

- ① 表紙（様式第3号）
- ② 類似業務の履行実績等（様式第5号）
- ③ 業務遂行体制（様式第4号）
- ④ 業務実施計画及び全体のスケジュール（任意様式）
- ⑤ 企画提案内容（任意様式）

仕様書の内容を満たすほか、以下の内容を含めること。

 - ・ 出展品に興味のあるバイヤー及び一般客を本市ブース（以下、ブース）に集客するため方法（イベント開催前及びイベント開催期間中）について提案すること。
※バイヤーと一般客を分けた方が効果を出せる内容については、分けて提案すること。
 - ・ 出展品に興味のあるバイヤー及び一般客に、効果的にPRするためのブースの内容及び運営方法について提案すること。
※バイヤーと一般客を分けた方が効果を出せる内容については、分けて提案すること。
 - ・ 出展品を含む本市農畜産物等及び観光のPRにあたり、魅力的なブース装飾について提案すること。
また、備品等の配置計画、ストックヤードの確保方法等について、提案すること。
 - ・ ステージPRにおける効果的なPR方法を提案すること。
なお、ステージPR時には那須塩原市長の登壇を想定することとするが、市長が不参加となっても成立する内容とすること。
※PR時間は最大30分の枠となるが、すべての時間を使わなくてもよいこととする。
- ⑥ バイヤー及び一般客へのアプローチ方法（任意様式）

本イベントを軸として、その後の輸出拡大やインバウンドにつながる台湾市場でのアプローチ方法や出口戦略について提案をすること。
- ⑦ 見積額及び内訳（任意様式）
 - ・ 日本工業規格A4版片面縦使い、カラー刷りとする。
 - ・ フォントサイズは、10.5ポイント以上、横書きとする。ただし、図表については、この限りでない。
 - ・ 作成部数は、正本1部、副本7部とする。正本のみ提案者名を記載すること。（副本には、提案者名を記入しないこと。）
 - ・ 見積額は、契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ

金額)を記載すること。なお、見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、本業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

イ 見積書

那須塩原市長宛ての見積書を1部提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

7 審査方法等

企画提案書、見積書等にかかるプレゼンテーションを実施する。別表「審査項目」に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し、審査を行う。プレゼンテーションの方法については特に指定しないが、提出した企画提案書の内容については説明することとする。

また、主担当者がプレゼンテーションを行うこととする。

- (1) 日時・会場 令和5(2023)年3月28日(火)
オンライン(Google meet)での審査会
- (2) 提案順番 参加申請書の受付番号を採用する。
- (3) 時間 各社30分以内とする(別に10分の質疑応答時間を取る)。
- (4) 留意事項 プレゼンテーションの実施に際し、企画提案書以外の追加資料の提示は認めない。出席者は3名以内とする。

8 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、企画提案書を提出したすべての者に選定又は非選定の結果を文書で通知する。また、選定結果の概要(契約候補者の名称及び評価の総合点)は、那須塩原市ホームページで公表する。ただし、提案者が複数の場合、非選定となった者の評価の総合点は公表しない。

9 契約候補者の特定

- (1) 失格者を除いた者のうち、審査の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。
- (2) 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者とする。
なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- (3) 提案者が1者であった場合、審査を行った上で、総合点が合計点の7割である98点以上であれば、契約候補者として選定する。

10 契約の締結

- (1) 契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、総得点が次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。
- (2) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、契約候補者となった日から5日以内にその理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。なお、この場合、次順位の

者を候補者とする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 書類の提出後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回等を認めない。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出書類は、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (5) 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 提出書類に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- (7) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- (8) 提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (10) 参加資格がない者及び提案者が失格条項に該当したときは、当該提案者の提案は、無効とする。
- (11) 企画提案書の内容は、本業務における実施義務を提示したものとする。

12 失格条項

企画提案に参加する者が次のいずれかに該当した場合、その者は、本プロポーザルの参加資格を失う。

- (1) 審査に影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書を複数提出した場合
- (4) 書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (5) 契約上限額を超える提案をした場合
- (6) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) 提出図書に盗用の疑いがあると市長が認めた場合
- (9) 参加資格を欠くことになった場合
- (10) その他、本書に定める内容を遵守していないと認められた場合

13 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和5（2023）年3月24日（金）正午までに、辞退届（様式6）を提出すること。

14 担当課

産業観光部 農務畜産課（電子メール：noumuchikusan@city.nasushiobara.tochigi.jp）